

他目的使用並びに手数料徴収規程例

第 1 章 総 則

第 1 条 定款第 4 条第 4 項の規定により、本土地改良区が行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良区が管理する土地改良施設（以下「施設」という。）を他の目的に使用させる 場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 この規程において、施設とは、本土地改良区が維持管理する用排水路・堤塘・井堰・橋梁等をいう。

第 2 章 施設の使用

第 3 条 前条の施設を使用しようとするときは、下記事項を記載した申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用場所及び面積並びに図面
- (3) 使用期間
- (4) 使用方法に関する計画書及び図面
- (5) その他必要な事項

2 前項の申請には、身元確実な保証人 2 人が連署しなければならない。

3 保証人は、申請人と連帯して使用に関する全ての義務を負担しなければならない。

第 4 条 施設の使用を承認したときは、当該施設を使用する者（以下「使用者」という。）から施設の使用目的等にあわせ別表第 1 号表により使用料を徴収する。ただし、次の各号に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国、都道府県又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体において、直接その事業のために使用するとき
- (2) 理事会又は総（代）会において減免を議決したとき

第 5 条 浄化槽等設置により、処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を厳守するとともに、別表第 2 号表により使用料を納付しなければならない。

第 6 条 施設の利用者は、すべて承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為をしてはならない。不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯して、その一切の責任を負うものとする。

第 7 条 施設の使用期間は、〇年を越えることができない。ただし、使用期間満了後なお継続して使用するときは、期間満了 1 ヶ月前に継続使用申請書を、第 3 条の規定により提出し、承認を受けなければならない。継続する期間は、5 ヶ年を限度とする。

第 8 条 使用者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、使用者に対し使用の承認を取り消すことがある。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても本土地改良区は、一切その責任を負わない。

- (1) 使用の目的に違背したとき
- (2) 本規程に違背したとき
- (3) 本土地改良区において、直接これを使用する必要が生じたとき
- (4) 本土地改良区の承認を得ないで、使用権を第三者に譲渡し、又は土地改良区に対し不利益な行為があったとき
- (5) 使用条件を守らないとき
- (6) 治水利水上、公害を及ぼし若しくは危険の恐れがあると認めるとき

第9条 本土地改良区が使用者に対し使用の承認を取り消したときは、速やかに原形に復旧して返還するものとする。

第10条 使用者は次の各号に該当する事項が生じたときは、直ちに理事長に届出その指示を受けなければならない。

- (1) 使用者の住所氏名等に変更があったとき
- (2) 使用者が死亡したとき
- (3) 使用法人が解散したとき
- (4) 使用者が使用を中止したとき

2 前項第2号及び第3号の届出義務者は、相続人又は清算人とする。

第11条 この規程に定めない事項及び使用料は、その都度理事長が調査決定する。

第3章 使用料

第12条 第4条及び第5条により承認したときは、別表第1・2号表に定める金額を、使用料として毎年度これを徴収する。

第13条 使用料は、次の区分により、毎年〇月末日までにこれを前納する。

- (1) 使用期間1年以上のものは、その年の4月より翌年3月に至る1ヶ年分、年度途中において承認を受けたものは、その承認のあった日から月割をもって起算する。
- (2) 使用期間1ヶ年未満のものは、月割をもって起算する。ただし、1ヶ月に満たない日数はこれを1ヶ月とする。

第14条 会社工場並びにこれに類する建物を目的とする敷地等の排水については、水路使用料として、別表第2号表に定める金額を毎年納付する。

第4章 手数料

第15条 本土地改良区が徴収する手数料は、別段の定めがある場合を除き、この規程による。

第16条 手数料は、次のとおりとする。

- (1) 本土地改良区の発行する諸種の証明書、1件につき〇〇円
- (2) 浄化槽設置に伴う承諾書交付手数料、1件につき〇〇円
- (3) 住宅地造成事業等の認可申請に関する同意書発行に関する手数料、1件につき〇〇円
- (4) 農地法施行規則第4条及び第5条の規定に基づく各種意見書並びに証明書、1件につき〇〇円

第17条 国、都道府県又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体が、公共のため、前条に定める証明書等を必要とする場合の前条の手数料は、減免することができる。

第18条 既納の使用料及び手数料は、返還しない。ただし、本土地改良区の必要により使用施設を返還した場合は、既納使用料は月割をもって返還するものとする。

附 則

この規定は、令和 年 月 日より施行する。

別表（第1号表）

区分	単位		使用料	備 考
	基礎	期間		
鉄 塔	1 m ²	年額		
木 柱	1 本	〃		
線 下	1 m ²	〃		場所及び状況に応じ他の土地改良施設と比較の上、これを定める
管	〃	〃		ガス・水道管・排水管明細表のとおり
軌 道	〃	〃		
橋 梁	〃	〃		
道 路	〃	〃		
広告物	〃	〃		広告面の面積
建築物	〃	〃		
田 畑	〃	〃		
その他	〃	〃		場所及び状況に応じ他の土地改良施設と比較の上これを定める

(管明細表)

ガス管・水道管・配水管使用料明細表					
区 分	単 位			金 額	備 考
	基礎	口 径	期間		
管 (ガス) 水道	1 m	50 mm以下	年額	円	
	〃	100 〃	〃		
	〃	300 〃	〃		
	〃	500 〃	〃		
	〃	1,000 〃	〃		
	〃	1,500 〃	〃		
	〃	2,000 〃	〃		
	〃	2,000 mm以上	〃		
	排水管及びその他特殊なもの				場所及び状況に応じ他と比較の上これを定める

別表 (第2号表)

区 分	単 位		金 額	備 考
	基 礎	期間		
会社・工場等	1 m ² 当り	年額	円	維持管理計画書の変更に伴い維持管理費一時払いにより、これを打ち切ることができる。
し尿浄化槽	1 m ² 槽当り	一時金		ポンプ排水施設のある場合は、別途能力に応じこれを定める。
会社・工場その他の浄化槽	〃	〃		同 上

別表（第3号表）

施行地区の面積	手数料の額
5,000 平方メートル未満	円
1 ヘクタール未満	
3 ヘクタール未満	
5 ヘクタール未満	
7 ヘクタール未満	
10 ヘクタール未満	
10 ヘクタール以上	10 ヘクタール以上については、増加分を上記金額を加算するものとする。